

会派職員による議員控室の利用について（案）

1 趣旨

議会の会派活動の実施にあたり、施設の安全管理や、災害・急病をはじめとする緊急時の対応等、より適正な管理を行うため、会派職員（議員控室において会派活動に従事させるため、会派が在籍させている者をいう。）による議員控室の利用について、次の措置を講じる。

2 会派職員の届出

- (1) 各会派は、会派職員を会派職員届（様式1）により議長に届け出るものとする。
- (2) (1)により届け出た会派職員の雇用及び従事終了時並びに届出内容に変更が生じた場合は、速やかに会派職員届出事項変更（異動）届（様式2）により議長に届け出るものとする。

3 名札の着用

- (1) 会派職員は、その身分を明らかにするため、県庁舎敷地内で業務に従事している間は、原則として、県職員と同様の様式による名札を装着するものとする。
- (2) 名札は、総務課が会派に交付する。
- (3) 名札の管理は、会派が行い、雇用者がその身分を失ったときは、速やかに名札を総務課に返還するものとする。
- (4) 名札の標準的な仕様は、次のとおりとする。
 - ① 形状
横型、名刺サイズ、吊り下げひも、クリップ付き
 - ② 記載内容
業務に従事している会派名、姓

4 勤務時間外の利用

- (1) 閉庁日については、議員同伴の場合を除き、会派職員は、議員控室を利用できないものとする。
- (2) 閉庁日及び時間外に庁舎（議員控室）に出入りする会派職員は、新庁舎1階保安員室に備え付けられている時間外来庁者出入簿に所要事項を記入するものとする。

5 運用開始日

令和元年7月22日から運用を開始する。

(様式 1)

年 月 日

神奈川県議会議長 殿

会派名

団長名

会 派 職 員 届

会派職員について、次のとおり届け出ます。

記

- 1 従事（雇用等）開始年月日
- 2 氏名（ふりがな）
- 3 住所
〒
- 4 電話番号

〈個人情報の取扱いについて〉

届出された個人情報は、総務課及び保安員が取得目的の範囲内で利用し、目的外の利用は行いません。

年 月 日

神奈川県議会議長 殿

会派名

団長名

会派職員届出事項変更(異動)届

会派職員について、次のとおり届け出ます。

記

- 1 対象者名

- 2 異動(変更)年月日

- 3 届出内容
(1) 届出事項変更 ・ 従事(雇用等)終了

(2) 変更内容
ア 氏名(ふりがな)

イ 住所
 〒

ウ 電話番号

※ 3 届出内容(1)は、該当項目に○を付ける。
届出事項変更の場合は、(2)変更内容の該当の項目に、記入する。

〈個人情報の取扱いについて〉

届出された個人情報は、総務課及び保安員が取得目的の範囲内で利用し、目的外の利用は行いません。